

兵高教組

2023年6月19日

## 調査情報 2号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185

URL: <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail: [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

# タブレット端末破損「弁償」させられてませんか？ それって違法です！！

2022年度からICT教育の一環としてタブレット端末を生徒が自費購入することになり、2年目に入りました。現場では教員も学校貸与のタブレット端末を使用した授業実践等も増えているところですが、端末を破損した場合、教員にその弁償を求めるケースが散見されるとの話がありました。

結論から言うと、多くの場合、個人に弁償を請求することは違法です。しかし、「違法」と認識していない管理職が個人に弁償を求めたり、学校用タブレット端末を壊したときのために…と教員個人に保険加入を呼びかけたりしていることもあるようです。皆さんの職場でも同じようなケースはありませんか？

今回は、公務員の弁償について様々な法律を参考に考えていきたいと思います。

まず、法律とその解釈について見ていきたいと思います。参考になるのは民法と国家賠償法（国賠法）です。

## 1 民法上の損害賠償についての規定

### (1) 民法 715 条

「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。」

#### 解釈

使用者（この場合県教委）や監督者（管理職）は、教職員が仕事をする上で第三者に損害を与えてしまった場合は使用者責任が発生する（ただ、教職員がわざと壊す、何度もこの使い方をしてはならないと校長等から注意指導しているにもかかわらず破損したときは請求できる）

## 2 国家賠償法上の賠償責任についての規定

### (1) 第1条1項

「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについては、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときには、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」

### (2) 第1条2項

「前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があった時は、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」

#### 解釈

公務員が仕事をする上で、他人に損害を与えた場合には、国又は公共団体がその被害者に対して賠償責任が発生し、公務員個人にはその責任を負わないとの解釈が相当（最

高裁田川高校事件判決(1967. 10. 25))であり、「重大な過失」とは基本的にわざと(故意)と解釈されています。

## 3 修理費用は県が負担すべきもの

タブレットの例に限らず、不注意で職場の機械や備品を破損してしまったりすることに対して、管理職が、損害の全額を教職員に対して賠償請求できるかのようにふるまうことがあります。決してそうではありません。管理職としては教職員のミスを防ぐマネジメントの一環として緊張感を持たせるためにそのような言動をしているのかもしれませんが、むしろ管理職に対してより大きな不信感と疑心暗鬼を生むだけです。

教職員に対する損害賠償請求は、通常を使用している過程で生じたミスや事故による過失である場合、使用者としては、いわば業務の中に折り込み済のものとして考えるべきもので、県も「通常使用の破損については管理職が県に届けを出しさえすれば公費での修理になる」と回答しており、あらためて教職員に対する賠償請求をすることはできないと判断すべきです。

なお、教職員のミスがあった場合の損害賠償額について、あらかじめ取り決めをしておくこと（例えば書面で「破損した場合は〇円を請求します」など）も労働基準法上禁止されており（労働基準法16条）、仮にこのような契約があった場合でも無効となります。

これらのことから、教職員個人が支払った前例があることや、管理職も個人弁償が正しいと思い込んでいるとすれば法令に反し問題です。また善意で保険に任意加入を勧める職場もあるようですが、前述の通り、よほどの事情がない限りは加入もそこまで必要ないでしょう。

もし個人弁償等の問題が発生したときには高教組までご一報ください。正しく法律を理解し、行使することで不利益なく生き生きと働ける職場を作っていきましょう。

# あなたの声を力に。高教組とともに。

**あなたの声を力に。高教組とともに。**